

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター
県民サービスセンター相談
しましょう!

北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サービスセンター
0228-23-5700

北部地方振興事務所 大崎地域事務所 県民サービスセンター
0229-22-5700

仙台弁護士会 古川法律相談センター
0229-22-4611 火曜日のみ

宮城県消費生活センター
022-261-5161

仙台弁護士会 法律相談センター
022-223-2383

大河原地方振興事務所 県民サービスセンター
0224-52-5700

仙台弁護士会 順南(大河原)法律相談センター
0224-52-5898 火曜日のみ

気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター
0226-22-7000

仙台弁護士会 三陸海岸法律相談センター
0226-22-8222 金曜日のみ

気仙沼・本吉圏

登米圏

東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター
0220-22-5700

仙台弁護士会 登米法律相談センター
0220-52-2348 水曜日のみ

石巻圏

東部地方振興事務所 県民サービスセンター
0225-93-5700

仙台弁護士会 石巻法律相談センター
0225-23-5451 木曜日のみ

大崎圏

仙台圏

仙南圏

消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆絶対にもうかる!? 金融商品・投資話に落とし穴

◆引っ越し時のトラブル

◆困ったときの相談窓口

February
2月号

第15号

絶対に儲かる!? 金融商品や投資話に落とし穴

最近、相次いで海外商品先物取引業者の役員等が逮捕される事件がありました。高齢者を中心に電話や訪問で「絶対に儲かる」などと執拗に勧誘し、金や原油などの海外商品先物取引を持ちかけ、多額の現金をだまし取ったとされています。

消費生活センター等に寄せられる相談も、高配当や高利回りをうたった投資話にだまされたり、ハイリスクの金融商品取引で被害を受けるケースが増えています。

実際にあった相談事例①『海外商品先物取引』

自宅に頻繁に株の購入を勧める電話が入り、断っていたが突然「会いたい」と言われた。電話の対応は丁寧で感じが良かったため、自宅に来てもらったところ、「絶対に儲かる」などと執拗に勧誘され、断り切れずに株を買った。その後も頻繁に出資を求められ、総額は800万円を超えた。しかも株と思っていたものが、実は砂糖や大豆の海外商品先物取引だった。45万円の配当はあったが、預金は底をついた。「あと300万円あれば損失を取り戻せる」と言われたが、お金がないので断った。お金をいくらかでも取り戻せないか。(80歳代 女性)

「絶対に儲かるうまい話」なんてありません!!



●他にもこんな「儲け話」が・・・

実際にあった相談事例②『未公開株』

電話勧誘で「まもなく上場する会社の株である」と説明され、未公開株を購入。150万円を支払った。昨年、『株主総会』もあり、その場で「来年上場する」と説明され、「さらに投資しないか」と勧誘された。今年も総会があると思い、連絡したが、電話は不通になっており、最初に勧誘した会社に連絡したが、「対応できない」という。今後どうしたらよいか。（80歳代 男性）

実際にあった相談事例③『あやしい社債』

業者から、会社案内や株式転換社債申込書などが送られてきた。その後、複数の業者から「その業者の転換社債は、資料が送られた49人しか買えない。額面の3～4倍で買い取る」と言われたので、150万円分購入した。その後「600万円分にして譲って欲しい」「1千万円以上でなければ投資家に転売できない」「今は1200万円～1500万円の投資家しかいない」などと言われ、次々と社債を購入し、合計で1千万円支払ってしまったが、結局、買い取りはされなかった。（70歳代 男性）

だまされてはいけません！

■いずれの事例も、「絶対に」「確実に」「簡単に」などという言葉で巧みに勧誘し、消費者の心理につけこんで、実際にはありもしない儲け話を信じ込ませています。

■最近では、

①複数の業者が登場する「劇場型」

②金融庁や消費生活センターなどをかたり、消費者を安心させる「公的機関装い型」

③謝礼や高値買い取りを約束する「代理購入型」

④過去に未公開株を購入したことのある消費者に、被害回復をうたって未公開株を購入させる「被害回復型」

など、複数の者が登場して消費者の投資欲をあおったり、「過去の被害を回復したい」という消費者の心理につけ入る手口などが報告され、業者の勧誘手口が巧妙化しています。

トラブルにあわないためのアドバイス！

①「絶対に儲かるうまい話」なんて信じない！

②この手の勧誘を受けたらはじめからはっきり断る！

③仕組みなどをよく理解できない契約はしない！

③これまで未公開株や社債などを購入したことのある人は特に注意！（執拗な勧誘があったり、被害回復をうたった連絡があるかもしれません。）

④断り切れずに契約をしてしまったり、「あやしい」と思ったら、すぐに家族や消費生活センター（連絡先は裏表紙に記載）に相談してください！

引っ越し時のトラブル

引っ越しシーズン到来

年度末に引っ越しをご予定の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。また、引っ越し業者に依頼しようとお考えの方も少なくないと思います。

そんな引っ越しにも様々なトラブルが起こり得ます。例えば・・・

●荷物を紛失！カビも・・・

引っ越し業者に3ヶ月ほど荷物を預かってもらったところ、段ボールをいくつか紛失された。また、布団や絨毯（じゅうたん）がひどいカビ臭で廃棄。段ボールの数は双方数えていなかったため、思い出した分を告げて業者が賠償。その後、アクセサリー一式がないことに気付き、業者に告げたところ、「対応できない」と回答された。（60歳代 女性）

●約束の時間に引っ越し業者が来ない！

引っ越し業者が事前の打ち合わせの時間に来ず、遅延の連絡もなかった。結局12時間遅れで到着し、作業は深夜まで続いた。翌日担当者が来て「代金は1割引にする」と言われたが、金額に納得がいかない。損害賠償について妥当な金額はあるか。（年齢不明 女性）

●荷物にキズが！

引っ越しの際、冷蔵庫の扉に大きなキズがついた。「修理できないから2万円補償する」と言われたが、その10倍以上の値段がした冷蔵庫であり、補償額に納得ができない。（40歳代 女性）

引っ越し契約のルール「標準引越運送約款」のポイントを知りましょう！

(1)見積は基本的に無料！

下見に費用がかかることを事前に利用者が了解していた場合は、費用を請求される場合がありますが、基本的に見積は無料。複数業者から見積を取るなどして、信頼できる業者に依頼しましょう。

(2)解約・延期などの手数料が決められています！

利用者都合での解約・延期手数料は荷物の受取日の前日で見積金額の10%以内、当日で20%以内と決められています。

(3)業者は、見積ミスによる荷物の増加分を運賃に上乗せできません！

利用者都合以外の見積り違いによる運賃の増額に應じる必要はありません。また、見積よりも荷物が少なかった場合は減額してもらえます。

(4)電気製品など壊れやすいものは、事前に業者に申請！

壊れやすい荷物は、事前に業者に告げておかなければ、万一の場合、補償してもらえません。

(5)利用者の責任でない荷物の紛失、キズ、遅延については業者に損害賠償責任がある！

業者が注意を怠らなかったことを証明しない限り、業者に損害賠償責任があります。ただし、3ヶ月以内に請求しなければ、業者の責任は消滅しますので、注意が必要です。

☆荷造りした段ボールには、荷物の通し番号、荷物の内容を書き込んでおき、荷物を出すときと受け取ったときに業者と通し番号を確認するなどすれば、紛失のトラブルを防止できます。